

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金事業とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者等の就職及びU・Jターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、就職後6カ月勤務を継続し、引き続き本町に定住する者に対し、就職奨励金を交付する制度です。

●交付対象者は

- (1) 新規学卒等就職者（ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者）
- (2) U・Jターン就職者（ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有）
- (1)・(2)の該当者で以下の全ての要件を満たす者（詳細条件有）
 - ① 永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者
 - ② 公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者
 - ③ 町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

※平成28年3月以降の就職者に限る

●就職とは…以下のいずれかの要件を満たす必要があります。（詳細条件有）

- ① 法人又は個人事業所に就職すること
- ② 農林水産業に従事すること
- ③ 自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること

●奨励金額…交付対象者1人につき100,000円を交付します。

●申請書類…就職の日から6カ月を経過した日以後に必要な書類を添付して「奨励金交付申請書」を提出してください。

○交付申請時必要書類

- ・ 交付申請書
- ・ 学校等を卒業又は退学したことを証明する書類（新規学卒者等の場合のみ）
- ・ 就業証明書
- ① 法人又は個人事業所については、事業所で証明書の記入をお願いします。
- ② 農林水産業および自営業等については、鏡野町役場まちづくり課にご相談ください。
- ・ 定住誓約書

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

※詳細は鏡野町ホームページを必ずご覧ください。

●お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982

☆空き家募集☆

鏡野町では、町内への定住を促進するため、空き家の情報提供を行っています。

昨今、町内外より空き家を希望する旨の相談が多く寄せられていますが、空き家の登録数が少ないため、十分な情報提供ができない状態が続いています。

◎募集する空き家は、町内にある「居住のために建てられた建物及びその敷地」で、現に居住していない（しなくなる）物件です。なお、賃貸・分譲の目的でつくられた物件は除きます。

*空き家は所有しているが、その活用方法についてお悩みの方、一度ご相談ください。

- ・ 手続きの仕方がわからない。
 - ・ 手続きが面倒だ。
 - ・ 大掛かりな改修が必要ではないか。
 - ・ 置いてある家財道具をどこまで処分すればよいのか。
- などのご相談をお受けします。

鏡野町では、岡山県宅地建物取引協会及び岡山県不動産協会をつくるサブセンター運営協議会と連絡を取りながら、問題解決に向けてお手伝いを行います。

《ご注意》町が売買賃貸の仲介を行うわけではありません。

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課
電話(0868)54-2982

